

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
がとる日
の翌日)

目 次

◇ 告 示

解除予定の保安林
土地改良法による換地計画の適否の決定

公有水面の埋立ての免許

建築基準法による道路の指定

収入証紙の小売りさばき人の指定

◇ 公 告

歯科衛生士試験の実施
鳥取県歯科技工士試験の実施

告 示

鳥取県告示第九十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字渡り上り二 一七四七の二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

鳥取県告示第九十三号

昭和五十二年一月二十五日付けで倉吉市から申請のあつた大立地区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和五十二年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和五十二年二月三日

二 免許を受けた者の名称及び代表者の氏名並びに住所

網代漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

三 埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字大谷字町田浜二一八二―二九一地先

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び7の地点と1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- 1 北防波堤燈台（北緯三五度三四分四八・五八秒、東経一三四度一七三分一・七五秒）から一二五度〇〇分五五七メートルの地点（以下「A地点」という。）から二七九度三〇分七〇メートルの地点
- 2 A地点から二六七度三〇分七二メートルの地点

三 埋立てに関する工事の施行区域

三、六六九・五〇平方メートル

(一) 位置

岩美郡岩美町大字大谷字町田浜二一八二―二九一地先

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- 1 A地点から二七九度三〇分七〇メートルの地点
 - 2 A地点から二六七度三〇分七二メートルの地点
 - 3 A地点から二七三度三〇分一三三メートルの地点
 - 4 A地点から二七一度〇〇分一五三メートルの地点
 - 5 A地点から二四四度〇〇分一八七メートルの地点
 - 6 A地点から二五〇度〇〇分二二一メートルの地点
 - 7 A地点から二五五度〇〇分二三二メートルの地点
 - 8 A地点から二六四度〇〇分二四〇メートルの地点
 - 9 A地点から二七九度四〇分二三〇メートルの地点
- (三) 面積
九、三四一・二〇平方メートル

五 埋立地の用途
漁港施設用地

鳥取県告示第九十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第四号に規定する道路を昭和五十二年二月八日指定したので、次のとおり告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十二年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の指定の地域	種類及び路線名	幅員(メートル)	延長(メートル)
米子境港都市計画事業 上道中野土地地区画整理 事業が施行される地域	都市計画道路樋ノ上川線	一六・〇〇	一、五七三・〇〇
〃	都市計画道路元町中野線	一六・〇〇	八七八・〇〇
〃	区画街路 四号線	二〇・〇〇	二八二・〇〇
〃	五号線	六・〇〇	二八二・〇〇
〃	六号線	六・〇〇	三三八・〇〇
〃	七号線	六・〇〇	一九九・〇〇
〃	八号線	六・〇〇	二三一・〇〇
〃	十三号線	六・〇〇	三〇七・〇〇
〃	十四号線	六・〇〇	一一四・〇〇
〃	十五号線	六・〇〇	三一四・〇〇
〃	十六号線	六・〇〇	六二二・〇〇
〃	十九号線	六・〇〇	三六五・〇〇

〃	二十号線	六・〇〇	一八七・〇〇
〃	二十四号線	六・〇〇	一一五・〇〇
〃	二十五号線	六・〇〇	二二四・〇〇
〃	二十六号線	六・〇〇	一二七・〇〇
〃	二十七号線	六・〇〇	八〇・〇〇
〃	二十八号線	六・〇〇	二八六・〇〇
〃	二十九号線	六・〇〇	八五・〇〇
〃	三十号線	六・〇〇	一〇五・〇〇
〃	三十一号線	六・〇〇	一六四・〇〇
〃	三十四号線	六・〇〇	三四五・〇〇
〃	三十五号線	六・〇〇	八三・〇〇
〃	三十七号線	六・〇〇	四三〇・〇〇
〃	四十号線	六・〇〇	三三・〇〇
〃	四十一号線	六・〇〇	六二三・〇〇
〃	四十二号線	六・〇〇	二一〇・〇〇
〃	四十三号線	六・〇〇	二七八・〇〇
〃	四十四号線	六・〇〇	四九二・〇〇
〃	四十五号線	六・〇〇	二〇一・〇〇
〃	四十六号線	六・〇〇	一四四・〇〇
〃	四十九号線	六・〇〇	一二七・〇〇
〃	五十二号線	六・〇〇	一一五・〇〇
〃	五十四号線	六・〇〇	一二七・〇〇
〃	五十六号線	四・〇〇	九六・〇〇
〃	五十八号線	四・〇〇	六二〇・〇〇
〃	五十九号線	四・〇〇	三三二・〇〇

鳥取県告示第九十六号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	定りたるべき場所
昭和五十二年 二月八日	四二一	東伯郡大栄町大 字西園八六六	株式会社鳥取県自動 車教習センター代表 取締役 中島 栄	住所に同じ。

公 告

歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第11条第1項の規定による歯科衛生士試験を次のとおり実施する。

昭和52年2月8日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 実施期日
学説試験 昭和52年4月2日午前9時から
実地試験 昭和52年4月3日午前9時から
- 2 実施場所 鳥取市戎町325番地
鳥取県立歯科衛生士学院

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一冊一箇月八百円(送料を含む。)]

3 受験願書の提出期限

昭和52年3月12日まで

4、その旨受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせること。

歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第12条第1項の規定による鳥取県歯科技工士試験を次のとおり実施する。

昭和52年2月8日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 実施期日
実地試験 昭和52年3月20日午前9時から
学説試験 昭和52年3月21日午前9時から
- 2 実施場所 鳥取市富安2丁目84番地
鳥取歯科技工専門学校
- 3 受験願書の提出期限 昭和52年3月3日まで
- 4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせること。